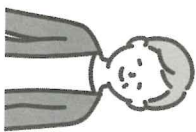


## 2 褥瘡の発生および誤嚥による利用者の死亡 について施設の責任が肯定された事案

東京地判令合3・3・19平29 (ワ) 23941号



#介護事故 #褥瘡 #誤嚥

### 事案の概要

本事案は、被告が設置する特別養護老人ホームの利用者であった亡Bの相続人である原告らから、被告および被告の介護職員の過失により、亡Bに①褥瘡および②誤嚥が発生し、誤嚥が原因となって亡Bが死亡したと主張して、被告に対し、使用者責任および不法行為による損害賠償請求権に基づき損害賠償を請求した事案です。

本事案で裁判所は、①②のいずれについても被告に注意義務違反があったとして、損害賠償責任を認めました。

### 1 本事案の内容 (亡Bの状態の経過)

亡Bは亡くなった当時86歳であり、元々要介護2で被告施設のショートステイを利用していましたが、入所から4カ月後には要介護4となりADL (日常生活動作) の急速な低下が見られました。

その約2カ月後には、右骨盤底に縦40センチメートル、横47センチメートルのⅡ度の褥瘡が発生し、さらに1カ月後には本件部位の創部周囲に暗赤色状

の壊死組織が発生し、滲出液が出る状態となり、感染症を伴うⅢ度の褥瘡に悪化しました。

その後、職員の食事介護中、吐き出した食べ物が気管に入る誤嚥が発生し、誤嚥性肺炎を発症し死亡に至りました。

### 2 裁判所の判断

#### (1) 褥瘡についての判断

今回、褥瘡は途中で悪化しており、原告らは褥瘡の発生およびその悪化の両方について、被告に責任がある旨主張しています。

#### ① Ⅱ度の褥瘡の発生

まず、原告らは、亡Bは高齢者であり、加齢による皮膚の乾燥、創傷治癒能力の低下があり、要介護4の認定を受けていたことなどから褥瘡が生じやすい状態であったことを被告が認識していた以上、被告には本件Ⅱ度の褥瘡の発生を防止する注意義務があったにもかかわらず、被告の亡Bに対する

- ① 連続座位時間を2時間以内とすることなく
- ② 座位姿勢の場合に褥瘡予防用クッションを使用せず
- ③ 褥瘡を予防するための栄養管理やスキンケアをしない

という注意義務違反により、本件Ⅱ度の褥瘡が発生したと主張していました。

裁判所は、亡Bの状態として、認知症と診断されたこと、下肢の筋力が低下して歩行が困難な状態であったこと、座位姿勢の保持が困難となり左右に傾いてしまう状態であったこと、要介護4の認定を受けたこと、さらには、認知症の悪化により、立ち上がるうとする行為がなくなり、排せつは失禁の状態で、体力および筋力が低下し、関節の拘縮が進んでいたこと、すでに本件部位にI